

宮浦港第1 棧橋プレジャーボート係留ルール

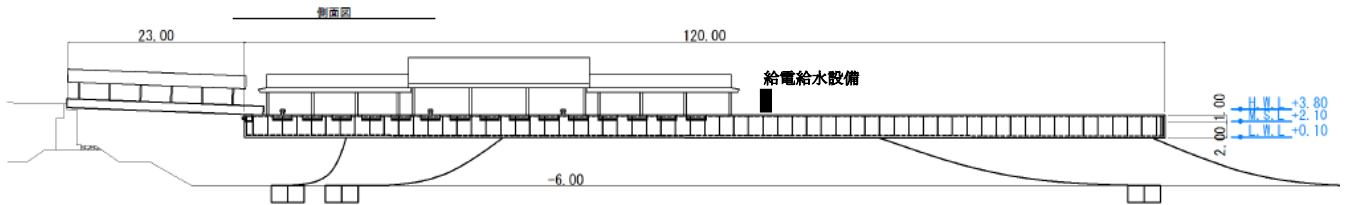
(1) 浮棧橋位置及び係船方法

○住所 今治市宮浦 5714 番地先

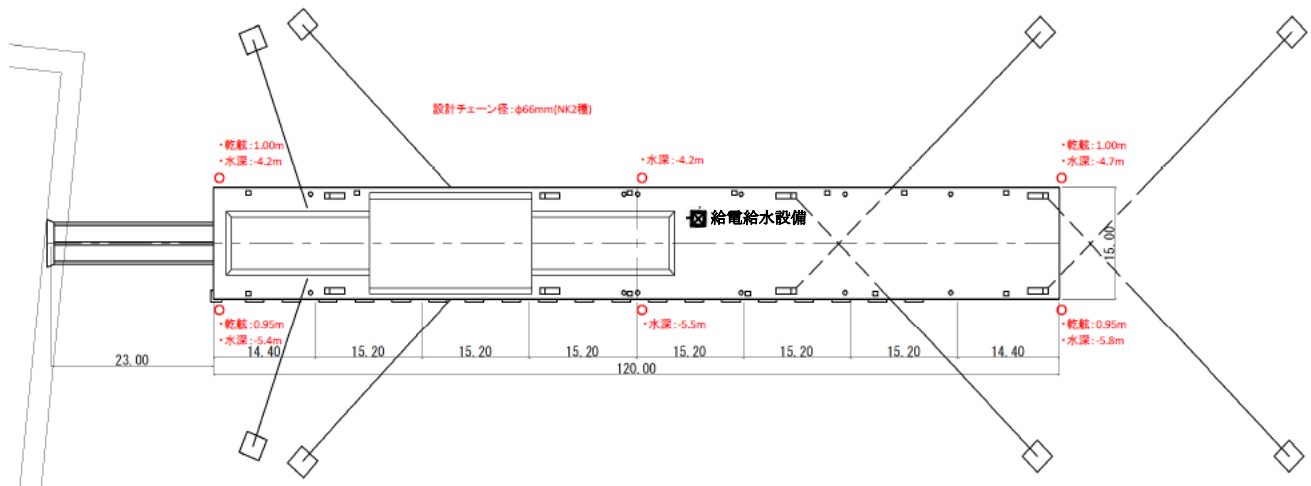
○位置図



○棧橋構造 (側面図)



(平面図)



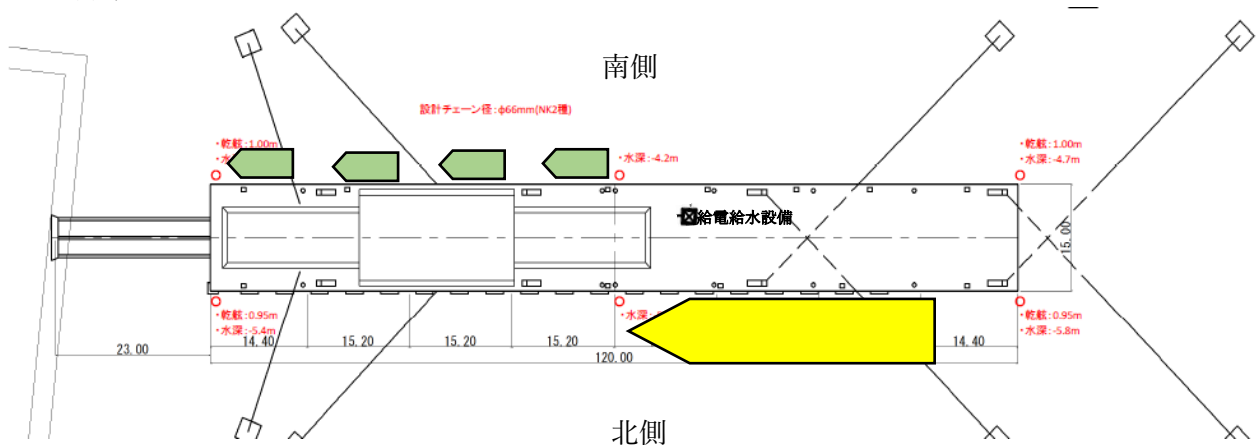
○接岸速度

20cm/s 以下

○係留可能船舶

- ・船舶延長 60m以下
(60mを超える船舶についても、係留が可能な場合がありますので、事前にご相談ください。)
- ・船舶喫水 北側 4.4m未満、南側 3.2m未満

○係留ルール



(留意事項)

- ・事前に今治市大三島支所住民サービス課にお問い合わせいただき、係留バースの空き状況をご確認のうえ、原則入港日の 10 日前までに利用申込書を提出してください。
- ・クルージングによる観光または休憩を主目的とした利用に限ります。
- ・鶴姫祭り開催日は利用できません。
- ・船舶延長 24m以上のプレジャーボートは栈橋北側に係留し、24m未満のプレジャーボートは南側に係留してください。
- ・係留期間は以下のとおりです。
(予約状況によっては、最長係留期間まで係留を許可できない場合あり)
 - 24m以上のプレジャーボート：10 日以内
 - 24m未満のプレジャーボート：3 日以内

(2) 予約等受付機関

○受付機関

今治市 大三島支所 住民サービス課

電話 0897-82-0500 ファックス 0897-82-0661

Eメール oomisima4@imabari-city.jp

○受付時間

平日 8 時 30 分から 17 時 00 分

※土日祝 8 時 30 分から 17 時 00 分

電話のみ対応可 (FAX 対応不可) 0897-82-0173 (宮浦港務所)

○港湾施設使用料支払方法：入港時現金徴収

又は後日指定金融機関*へ納付書払い

※指定金融機関 伊予銀行

※指定代理金融機関 愛媛銀行 越智今治農業協同組合

※収納代理金融機関等 広島銀行、山口銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、愛媛信用金庫、四国労働金庫、今治立花農業協同組合

(3) 港湾施設利用許可申請

○係船料及び入港料

〈係船料〉

艇長 24m未満の船舶：艇長 1 m24 時間までごとにつき 320 円

艇長 24m以上の船舶：艇長 1 m24 時間までごとにつき 800 円

〈入港料〉

減免

○給電設備

- ・料金 510 円/12 時間
- ・コンセント型：レセプタクル マリンコ USA 製、6369CR (50A, 125/250V)
- ・給電能力 AC100/200V/50A
- ・給電ボックスの扉を開けたまま放置せず、給電時も閉めた状態で使用してください。
- ・船舶からの給電ケーブル挿入後にブレーカーをオンにしてください。給電後はブレーカーをオフにしてからコードを抜いてください。
- ・ブレーカーが TRIP の位置にあるときは漏電の恐れがあるため受付へ連絡してください。
- ・利用開始時に給電ボックスの鍵をお渡しします。利用が完了しましたら、受付に鍵を返却してください。
- ・給電ケーブルの貸し出しは行わないので、利用者にてご持参ください。

○給水設備

- ・料金 1 回 1 m³ごとにつき 650.3 円
- ・給水能力 0.065 m³/毎分 (約 15 分使用して 1 m³程度給水可能)
- ・利用開始時に水道蛇口をお渡しします。利用が完了しましたら、受付に蛇口を返却してください。
- ・ホースの貸し出しは行わないので、利用者にてご持参ください。

(4) その他

- ゴミは原則引き受けられません。